

川崎駅北口行政サービス施設設置運営要綱

制定 平成29年12月15日

改正 令和 4年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎駅北口行政サービス施設(以下「サービス施設」という。)の設置及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 サービス施設は、JR川崎駅北口自由通路に面した好立地を活かし、川崎の魅力を多様な利用者に伝える観光案内・魅力発信の拠点とするとともに、身近な行政サービスを便利で快適に提供するために設置し、次の各号に定める施設で構成するものとする。

- (1)川崎行政サービスコーナー
- (2)川崎乗車券発売所
- (3)観光案内所

(取扱業務)

第3条 前条における施設で取り扱う業務は、次のとおりとする。

- (1) 住民票等の証明書発行及び市政案内に関すること。
- (2) 市バスの乗車券等の発売に関すること。
- (3) 市の魅力発信及び観光案内に関すること。

(開設時間及び休所日)

第4条 サービス施設は年中無休で開設するものとし、業務毎の開設時間は次のとおりとする。

川崎行政サービス コーナー	月曜日から金曜日まで	午前7時30分から午後7時まで
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日及び休日(ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日は休業とする)	午前9時から午後5時まで
川崎乗車券発売所	月曜日から金曜日まで	午前7時30分から午後8時まで
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日及び休日(ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日は休業とする)	午前9時から午後5時まで
観光案内所	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後8時まで
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日及び休日	午前9時から午後7時まで

2 市長が特に必要があると認める場合は、休所日を設けることができる。ただし、川崎乗車券発売所については、交通局長の定める川崎市交通局乗車券発売所設置規程(平成4年交通局規程第4号)の例による。

(所管)

第5条 サービス施設が取扱う業務の所管は次のとおりとする。各業務の事務については、所管が別に定める。

川崎行政サービスコーナー	川崎区役所区民サービス部区民課
川崎乗車券発売所	交通局自動車部管理課
観光案内所	経済労働局観光・地域活力推進部 総務企画局シティプロモーション推進室

(統括管理者)

第6条 サービス施設の全体管理のため、統括管理者を置く。

2 統括管理者は市民文化局区政推進課担当課長をもって充てる。

(その他)

第7条 この要綱及び各業務の取扱いを定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。